

開会の日 令和5年6月26日（月）
場 所 委 員 会 室

◆出席委員（6名）

委員長	前 川 文 博
副委員長	谷 口 敬 信
委員	高 原 邦 子
委員	徳 島 純 次
委員	住 田 清 美
委員	澤 史 朗

◆欠席委員（1名）

委員	葛 谷 寛 徳
----	---------

◆職務のため出席した者の職氏名

市長	都 竹 淳 也
副市長	湯 之 下 明 宏
総務部長	谷 尻 孝 之
総務部次長兼総務課長	洞 口 廣 之
税務課長	竹 原 尚 司
総務課人事給与係長	田 中 裕 子
税務課長補佐兼市民税係長	吉 本 法
税務課資産税係長	蒔 田 善 巳
市民福祉部長	藤 井 弘 史
市民福祉部次長兼市民保健課長	大 上 雅 人
市民保健課長補佐兼市民係長	川 上 聡 子
子育て応援課長	今 村 安 志
子育て応援課長補佐兼保育園係長	清 水 浩 美
会計管理者	渡 邊 康 智
会計事務局課長補佐兼会計係長	竹 原 美 香
教育長	沖 畑 康 子
教育委員会事務局長	野 村 賢 一
教育委員会事務局次長兼学校教育課長	上 口 淳
学校教育課長補佐兼学務係長	下 嶋 健 児
神岡振興事務所長	三 井 大 輔
神岡振興事務所次長	岸 懸 貴 則
神岡振興事務所市民振興課長	森 本 睦
消防長	堀 田 丈 二 郎
消防本部予防課長	竹 原 勝 浩
消防本部予防課長補佐	中 林 和 幸
古川消防署長兼救急課長	齋 藤 鉄 也

◆職務のため出席した
事務局員

議会事務局長
書記

岡 田 浩 和
島 中 みなみ

◆ 本日の会議に付した事件

・ 付託案件審査

議案第61号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第62号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
議案第63号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
議案第64号	飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例について
議案第65号	飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第66号	飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第67号	飛騨市指定金融機関の指定の変更について
議案第68号	飛騨市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第69号	飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について

・ 委員派遣報告書について

・ 管外視察について

(開会 午前10時00分)

◆開会

●委員長（前川文博）

皆さんおはようございます。ただいまより第7回総務常任委員会を開会いたします。本日は、葛谷委員が欠席です。会議録署名は委員会条例第30条の規定により委員長がこれを行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付のとおりです。

審査に入る前にお願いをいたします。委員のご発言は、まず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い、自己の名前を教えてください。質問は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますようお願いいたします。

次に、理事者側の説明において、議案の朗読を省略することといたします。また、部長以外の職員が説明及び答弁する場合は、委員長の指名を受けた後、課名と氏名を告げてから発言してください。以上、ご協力をお願いいたします。

◆議案第61号 飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

●委員長（前川文博）

それでは、付託案件の審査を行います。

議案第61号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

（「委員長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長（前川文博）

谷尻総務部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□総務部長（谷尻孝之）

おはようございます。よろしく願いいたします。

それでは議案第61号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。7ページの要旨を御覧ください。

提案理由につきましては、寒冷地手当の支給基準を国家公務員の寒冷地手当に関する法律に準拠するための改正でございます。

次に、制定改廃の根拠等につきましては記載のとおりでございます。

次に、条例の概要につきましてご説明申し上げます。現行の寒冷地手当につきましては、国家公務員の寒冷地手当に関する法律に定める4級地及び4級地と権衡上必要と認められる地域に在勤する職員にのみ、4級地相当額を支給していたことから、(1)の表に示すとおり4級地のみの表記でございましたが、人事異動等により、寒冷及び積雪の度合いが高い地域に在勤する職員に対し、国家公務員に準拠した額を支給することができるよう改正するものでございます。このことは本年4月から、北海道中川町に職員1名を派遣しており、当地が1級地に該当することから改正の必要が生じたものでございます。

次に、市民への影響はございません。

施行日でございますが、公布の日となります。以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（高原邦子）

北海道にということで北海道だけなんです、1級地というのは。あと2級地、3級地、4級地とあるんですけど、これって今、国家公務員法に準拠するための改正ということで、元の国家公務員の関係のところ、1級地、2級地、3級地、4級地、これはどのような違いで分けられていらっしゃるのでしょうか。

□人事給与係長（田中裕子）

国家公務員の基準に基づいて分けられているもので、どういう基準でと言われますと私のほうも把握はしていないのですが、1級地、2級地、3級地は全て北海道の地域が当たっておりまして、4級地については青森県から広島県まであるのですが、そのうち岐阜県も高山市と飛騨市と郡上市と大野郡が入っているというような状況になっております。詳しいことまでは把握しておりません。資料も持ち合わせておりませんのでお願いいたします。

○委員（高原邦子）

よく上位法が改正とかいろんなことでくるわけで、はいはいと私たちもそうだなと思って準拠していくと思っているんですけど、やっぱり市の人たちには、どうしてそうなったのかという、元が1級地、2級地、3級地、4級地とあるのは、どんな違いであるのかということは知ってもらいたいと思うんですが、それを言うのはちょっと無理な話なんではないでしょうか。いかがですか。

□総務部長（谷尻孝之）

委員がおっしゃることはもっともなことかと思っておりますので、この条例に限らず、今後こういったものがありましたら我々もできる限り勉強させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

●委員長（前川文博）

ほかにありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって議案第61号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第62号 飛騨市税条例の一部を改正する条例について

●委員長（前川文博）

次に、議案第62号、飛騨市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

それでは議案第62号、飛騨市税条例の一部を改正するする条例につきましてご説明を申し上げます。17ページの要旨を御覧いただきたいと思っております。

提案理由につきましては、地方税法の改正に伴う改正でございます。

次に、制定改廃の根拠等につきましては記載のとおりでございます。

次に、条例の概要につきましてご説明申し上げます。まず（1）の市民税の関係です。1点目は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市内に住所を有する個人に対して、年額1,000円を市町村が個人市県民税均等割額と併せて令和6年度より賦課徴収を行うため、関係規定の整備を行うものでございます。2点目でございますが、地方税法第317条の3の2の改正に伴いまして、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項について、扶養状況について前年の申告内容と異動がない場合につきましては、その旨を記載することで、扶養親族の氏名等を省略できるように関係規定の整備を行うものでございます。こちらのほうにつきましては記載事項の簡素化というようなことでございます。

次に（2）の軽自動車の関係です。1点目でございますが、特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボード等の車両区分の創設に伴いまして、関係規定の整備を行うものでございます。なお電動キックボードにつきましては税額の変更はなく、1台2,000円のままでございますが、令和5年7月1日から専用のナンバーが交付されます。また、現時点で市内での課税実績はございません。2点目、附則第15条の2及び附則第16条の2の改正に伴い、自動車メーカーによる燃費性能及び排ガス性能に係る不正行為により生じた納付不足額を、当該不正を行ったメーカーより徴収する場合に加算する割合を現行の10%から35%に引き上げるため、関係規定の整備を行うものでございます。

次に市民への影響でございます。（1）-①、森林環境税の関係につきましては、新たに1,000円の負担となりますが、令和5年度に東日本大震災復興基本法によります市県民税均等割に引上げ措置、年額1,000円が終了することから、市民への負担額は変動いたしません。その他の案件につきましては、特にございません。

次に施行日でございます。令和5年7月1日となります。ただし、第34条の9から第47条の6までの森林環境税関連及び附則第15条の2及び第16条の2の自動車メーカーの不正管理につきましては、令和6年1月1日となります。また、第36条の3の2の給与所得者の記載事項の簡素化につきましては、令和7年1月1日となります。以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（澤史朗）

施行日の確認ですけど、今年の7月1日から施行されるのは逆に言うとどれですか。ほかのものの方が対象が多くて、ちょっと見づらい形なんですけど、そこを確認させてください。

□税務課資産税係長（蒔田善巳）

委員の質問についてお答えさせていただきます。7月1日から施行されるものにつきましては、軽自動車の小型原動機付自転車の新しい車両の区分の創設になります。いわゆる電動キックボードといったものが考えられるわけですが、道路交通法の改正がございまして、新しく規定のナンバーのほうが交付されることになります。

○委員（澤史朗）

つまり令和5年7月1日から施行されるのは条文でいうと第82条だけということですよ。ちょっとこの記載方法が見にくいので、次回から見やすい形にしていきたいと思います。

●委員長（前川文博）

ほかにございますか。

○委員（住田清美）

森林環境税、森林環境譲与税の関係ですけど、今の災害の復旧が終わって引き続きということで金額に変動はないんですけど、令和6年度から始まる森林環境譲与税は周期というのはありますか。例えば10年取るとか15年取るとか、そういった周期については決められているのでしょうか。

●委員長（前川文博）

マスクをしていますので少し大きな声で発言するか、外してお願いいたします。

□税務課長（竹原尚司）

現在のところ周期については、総務省のほうからは通知を受けていないところでございます。

●委員長（前川文博）

ほかにありますか。

○委員（高原邦子）

書き方に私は違和感を感じるのですが、市民への影響、今、東日本大震災復興基本法のお金1,000円が終了するから、でも来年からは周期が決まっていないと。ずっと1,000円は続くということですよ。こういうのは負担額に変動はないというふうを書くのではなく、防衛費の問題のところ震災の復興基本法が言われて、それで取ろうかと言われたときに国会でもいろいろ言われたりしたんですが、私はこれは負担増だと思うんですね、絶対に。だから、こういったときに市民には影響はないではなくて、本来は決まっていた10年なら10年という基本法による復興のものが終わったけれど、また新たに森林の関係が出てくるわけだから、こういった判断、気持ちを欠くというのは市民に対してもうちょっと。分かるんですけど思いやりがあるようにしていただきたいと思うんですけど、その辺、部長どう思いますか。

□総務部長（谷尻孝之）

委員おっしゃられたこと、実は私どもも記載するときに非常に議論しまして、やっぱり記載の仕方が難しいなと思ったんですけど、事実としての書き方としてはこういう形かなと思って今回記載させていただいたんですけども、今おっしゃられたことを含めて、次、こういったことがあつときは気を付けたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○委員（高原邦子）

もう1つ別なんですけど、キックボードに対するものは飛騨市ではないかもしれないですけど、

これから先、電動キックボード等に関することは出てくると思うのですが、そういったことを市民は知らないと思うんですね。その辺はどういうふうに。今現在いないからいいのかなと思うその気持ちも分かるのですが、正直言って今回このところを見たら、先ほど澤委員も言われたけど書き方がちょっと分かりにくくて、全て見てみたんですけど、一番早いキックボードの件はどのように市民に周知していかれますか。

□税務課長（竹原尚司）

市民の方にもご理解をいただきたいということで、現在ホームページのほうで公開をさせていただいているところです。

●委員長（前川文博）

ほかにありますか。

○委員（谷口敬信）

1点だけ伺いたいんですけども、今更の話なんですけど、復興税及び森林環境税の件ですが、飛騨市の納税される方の人数はどれくらいいらっしゃいますか。分かれば教えてください。

□税務課長（竹原尚司）

見込みとしては納税義務者数1万1,700人を想定しています。

○委員（谷口敬信）

約半分の方ということですね。（竹原税務課長「そうです。」と呼ぶ）ありがとうございました。

●委員長（前川文博）

ほかにありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって議案第62号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（前川文博）

ここで職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時17分 再開 午前10時18分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第63号 飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について

●委員長（前川文博）

議案第63号、飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□神岡振興事務所長（三井大輔）

議案第63号、飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。提案理由は行政区の区域の変更に伴う改正でございます。4ページの要旨のほうをよろしくお願ひします。

条例の概要でございますが、神岡町小萱、丸山、野首の全区域で上村区を構成していただいておりますが、区域を細分化し、4つの区、上小萱、丸山、野首、下小萱に再編成するものでございます。背景及び経緯につきましては、令和5年2月に上村振興会副会長より同振興会を今年度末で解散するという申し出がございました。同地区は平成28年より4地区をまとめ上村振興会として活動を行ってまいりましたが、平成30年度以降、高齢化等の事情により役員の改選ができおらず、新たな役職の担い手が見つからないというようなことで現在に至っており、地区の申し出に基づき条例改正を行うものでございます。説明は以上でございます。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（徳島純次）

今ここで振興会を解散しているのですが、解散する前の振興会の会長等には何か手当が出ていたのでしょうか。

□神岡振興事務所次長（岸懸貴則）

振興会の手当というのは、内部でということでしょうか。

○委員（徳島純次）

区長手当みたいなもの。

□神岡振興事務所次長（岸懸貴則）

基本は、行政区長としての手当は支給させていただいております。

○委員（徳島純次）

それでは今回4つの区になるのですが、4つの区の区長にも今後は出されるということでしょうか。

□神岡振興事務所次長（岸懸貴則）

4つの区の区長それぞれに区長手当を支払いさせていただくことになります。

○委員（徳島純次）

それでは今まで会議があったときは、その4つの区のところには区長手当は出ていないのです

ね。

□神岡振興事務所次長（岸懸貴則）

それぞれの区長には支給されていませんでした。

○委員（徳島純次）

区長手当の計算はどういうふうにして出されたのか。全て一律に出るのか、それとも区の大きさによって変わるのか、その辺を教えてください。

□神岡振興事務所次長（岸懸貴則）

区長の手当は、世帯数によらず一律で支給させていただいています。

●委員長（前川文博）

ほかにありますか。

○委員（高原邦子）

町内会長に配るのは、あれは配布の関係で、区長はまた区長ということで捉えてよろしいですか。

□神岡振興事務所次長（岸懸貴則）

町内会と区長とは、報酬がそれぞれ別にございますので、町内配布に関しては世帯数に合わせて支給させていただいておりますし、区長については区長会に参加をいただくということも含め、区長手当として支給させていただいております。

○委員（高原邦子）

そうしますと、今、一律だとおっしゃったのですが、ものすごく世帯数の多い区もあれば、そうではない区も同じということで、幾らぐらい支払っていらっしゃるのでしょうか。

□神岡振興事務所市民振興課長（森本睦）

年会費というか、年度に払うものは2万円で、あとは出ていただいた会議によって謝礼を出しますので、4時間未満の会議が多いので1回につき3,000円を出させていただいて、あと費用弁償は別にお支払いをしております。

●委員長（前川文博）

ほかによろしいですか。

○委員（高原邦子）

区長手当とかそういうものは古川町もみんな、飛騨市は同じだと思うのですが、4つになったということは昨年度より費用が6万円は増えるわけですよね。そうすると、これからもそういったところが出てくると思うのですが、その点はどのように考えてみえますか。

あともう1つ、区長手当を年に決めているのはいいんですけど、なかなか会議とかに出てこられない地域も、私は過去ずっと見てきて、出てこない区長もいますよね。そういった方々に対しては、忙しいとかいろんなことがあるかもしれませんが、市のほうはどのようにフォローをしたりしているのでしょうか。

□神岡振興事務所次長（岸懸貴則）

最初の問いですが、これからそれぞれ出てくるのではないかという、町内会も含めてですが、やはり厳しいという声は聞いております。そういった代表者の方には、できるだけ親身に相談に乗りながら何とか継続していただけるような道を模索させていただきながら、できるだけ組織の

継続にご尽力いただけるような働きかけをしていきたいというふうに思っております。

それから2つ目のご意見につきましては、欠席された区長には当然そのときの資料等、一式全部配付をさせていただいて、また、資料を見て分からないことについてはお問い合わせをいただくような形も取りながら対応させていただいております。

○委員（高原邦子）

資料の配付をする、それはそうなんですけど、送るだけではないですか。職員が行ったりしてちゃんと説明とかされていますか。役をやっていたりしても、全然話を通じないことが多いんですね。ですから、私はただ単に資料がありましたと配布するだけでは、読まない場合も考えて、そうするとその地域の人たちがちょっと分からないということもあるので、欠席された区長にはもっとフォローが必要だと思うのですが、その辺もう少し深めていってほしいのですが、ただ送ってそれでオーケーというふうではないのですか。その辺いかがですか。

□神岡振興事務所次長（岸懸貴則）

特に区長、この時期ですと地区要望といったものがありますので、そういったものにつきましては出ていない地区に大丈夫ですかということで確認をさせていただいたり、あとは内容によりますので、基本的にはどうしても送り付けと言われればそのようになってしまっているところは仕方ない部分もあるかと思いますが、どうしても必要なものについては問い合わせをいただいた折に丁寧に説明するようにしております。

○委員（澤史朗）

概要のところ、先ほど説明ありましたが平成28年に4地区をまとめて上村振興会と1つになったということですが、多分このときに、いきさつは知りませんがいわゆる高齢化で人数が減って役員もままならないから、4区を1つにしてほしいというような、通常ですと、ここ近年宮川町内では中央区が1つできました。結局あそこも林を中心にした周辺の部分が人手がないということで1つの区にしたわけですが、上村もそうだったのではないかなと予想をするんですが、今回、逆にそれを解散することによって、ここの理由で「役員の改選ができておらず」というふうで、4つになればそれぞれの区でまた新たな役員がいるかと思うのですが、そこは余計に細分化すると数的には区長、副区長、会計なりのところがそれぞれの区で必要になってくるかと思うんですが、何かこの理由が、元に戻って果たして人数が確保できるのかなとちょっと心配になるのですが、その辺は確認されていますでしょうか。

□神岡振興事務所次長（岸懸貴則）

この4区につきましては、もともとそれぞれで独立した区として動いていらっしゃいました。先に上村コミュニティー施設の指定管理も上村振興会で受けていただいた経緯がありまして、そういった形で上村区とまとまっていたという流れもあります。そんなこともありまして、今は上村コミュニティー施設は直営施設となっていますので、上村振興会は広範囲にわたるので役員が全部の地域を網羅するというのが大変だということもあって、なかなか役員のなり手がいない。それぞれの区については、今までも役員がおりましたので、バラバラになってもその辺の問題はないというふうに考えています。

●委員長（前川文博）

あとはよろしいですか。

(「なし」との声あり)

●委員長 (前川文博)

それでは質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

●委員長 (前川文博)

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (前川文博)

ご異議なしと認めます。よって議案第63号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長 (前川文博)

ここで説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

(休憩 午前10時31分 再開 午前10時33分)

◆再開

●委員長 (前川文博)

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第64号 飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例について

●委員長 (前川文博)

議案第64号、飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長 (藤井弘史)

それでは、議案第64号についてご説明申し上げます。要旨の6ページを御覧ください。

提案理由につきましては、印鑑登録証明書の申請に係る規定の改正及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴う改正でございます。

制定改廃の根拠でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第49条の規定による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を図るものでございます。

改正の趣旨でございますが、市民の個人番号カードの普及に伴い、全国のコンビニエンスストア等の店舗に設置されている多機能端末機から個人番号カードを利用し、印鑑登録証明書が取得できるサービス、いわゆる「コンビニ交付」を8月1日から開始するとともに、窓口でも個人番号カードを印鑑登録証の代わりとして利用できるよう所要の改正を行い、個人番号カードの利便

性の向上を図るものでございます。

内容といたしましては、まず1つ目でございますが、窓口での印鑑登録証明書の申請については、印鑑登録証の提示が必須でありましたが、本人に限りまして、個人番号カードの提示でも印鑑登録証明書の申請が可能となるものでございます。2つ目は個人番号カードまたは電子証明書の機能を有した移動端末設備、スマートフォンを用いたコンビニ交付が可能となるものでございます。

市民への影響でございます。市内7店舗及び全国5万6,000店舗の多機能端末機において、平日や休日を問わず印鑑登録証明書が取得できるようになるものでございます。ただし、年末年始は除くということでございます。

施行日は令和5年8月1日です。以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（徳島純次）

市内では7店舗ということですが、各町内に何店舗ずつあるのかお知らせください。

□市民福祉部長（藤井弘史）

古川町内では6つでございます。神岡町内は1つ、河合町、宮川町はございません。

○委員（住田清美）

今の関連ですけど、コンビニエンスストアで取得ができるようになって、お休みは「年末年始のみ」と書いてあるんですけど、営業時間はその店舗が営業してみえる間は、夜8時とか9時まで営業している店もあると思いますし、コンビニエンスストアでしたら24時間なのですが、24時間対応していただけるのでしょうか。

□市民福祉部長（藤井弘史）

稼働時間につきましては、機器の稼働時間ということになります。したがって、コンビニエンスストアですと、6時～23時まで。あと固有名詞になりますけどもVドラッグ古川店のほうでは9時～21時、Vドラッグ神岡店のほうでは9時～20時までということになります。

●委員長（前川文博）

ほかにありますか。

○委員（住田清美）

この印鑑登録証明書の発行が窓口に関わりマイナンバーカードを提示すれば本人に関わり交付をしてくださるということですが、今までも多分、委任をされて印鑑登録証明書を発行することがあったんですが、委任をする場合はこれからどうすればいいのですか。

□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）

委任して代理で申請する場合は、これまで同様、印鑑登録証も必要になります。

○委員（住田清美）

そうしますと、委任するときは従前の印鑑登録証を持ってくれば今までどおりの代理申請ができるということで、その人のマイナンバーカードを持ってきても駄目ということですね。マイナンバーカードは本人に関わりなので、委任される場合は今までと同様、このカードを持っておかないということですね。

□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）

おっしゃるとおりでございます。

○委員（徳島純次）

コンビニエンスストアで発行するときは、個人番号カードを持って行って暗証番号で発行することになると思うのですが、この暗証番号さえ分かれば他人のものでも使えなくはないですよ。その辺の暗証番号の管理が非常に大切ですよということを周知する必要があると思うのですが、それをしっかり周知しないと、例えば「私はちょっと都合が悪いから、あんた行ってきて。番号はこれだよ。」と渡してしまう場合もあると思うんですよ。中には銀行通帳ですら暗証番号を教えて引いてきてもらう人があるというふうに伺っていますから、その辺の管理がしっかりしていないと大変なことになると思うのですが。その辺の皆さんへの教育というか、矯正はどのようなふうにするのですか。

□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）

今度の7月の広報ひだで、そういったこともしっかりと周知していきたいと思います。委員おっしゃるようなことは実際に起こるかもしれませんが、ちょっと全ては制御することができないということで、しっかりと周知はしていきたいと思っています。

○委員（澤史朗）

便利なようで危険性もはらんでいるというような感じですがけれども、今までですと基本的に窓口発行ですから、本人が来る場合、もしくは代理が来る場合でも、その代理人の本人確認を必ずしていたと思うんですが、コンビニエンスストアで発行する場合は、個人カードと徳島委員が言われたような暗証番号さえあればそれが本人であるかどうかという確認するすべはないですよ。例えば、指紋認証するとか、顔認証するというシステムまではまだ入っていないと思いますので、いわゆるセキュリティの問題、今言ったようなことは起こり得るという前提で国のほうでも動いているのでしょうか。

□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）

委員がおっしゃるようなことは起こり得ると思いますが、マイナンバーカードを普及する上で、そういったコンビニ交付も含めてですが、利便性を高めるといったことで推進していくものがございますので、起きてからでは遅いかもしれませんが、今現在、市では誤登録や顔写真の取り違えとかは起きておりませんが、万が一そういった問題が起きた場合にはしっかりと対応していきたいと思っています。

（不規則発言あり）

●委員長（前川文博）

ほかにありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

討論なしと認め討論を終結し、これより採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって議案第64号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第65号 飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

●委員長（前川文博）

次に、議案第65号、飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

それでは、議案第65号についてご説明申し上げます。要旨の7ページを御覧ください。

提案理由ですが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び児童福祉法の改正に伴う改正でございます。

根拠等につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令及び民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行により児童福祉法が改正されたことにより所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございます。1点目は、安全計画の策定等の規定の追加です。2点目は、自動車を運行する場合の所在の確認の規定の追加です。3点目は、家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、設備及び職員を兼ねることができる規定の追加です。次ページをお願いいたします。4点目、児童福祉法において懲戒権に関する規定の削除に伴い、本条例においても同様の規定を削除するものです。5点目、職員に対する感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修や訓練を定期的実施するよう努めなければならないように規定するものです。6点目、送迎バス等にブザーなどの乳幼児の見落とし防止装置を備えることが困難な場合は、令和5年度中の間はそれに代わる方法によって乳幼児の所在確認を行うことができるように規定するものです。

市民への影響につきましては、市内には該当事業所がないため特にございません。

施行日は公布の日、適用日は令和5年4月1日となります。以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（住田清美）

今、多分飛騨市には待機児童もないということで、この家庭的保育事業に対して該当事業所もないということですが、今後この家庭的保育事業を導入するような飛騨市としての計画があるのか、期待するところはあるのか、そういう感じはどうでしょうか。

□子育て応援課長（今村安志）

委員おっしゃったとおり、今のところは待機児童がないという中で少子化もちょっと進んでいるということで、現在のところはそういった施設の設置は今のところは考えておりませんが、今後、早急に必要な場合が出てくるかもしれません。その際はある程度前もって分かる傾向があるかと思しますので、そういったところで設置に向けた協議をさせていただきたいというふうに思っております。

●委員長（前川文博）

ほかによろしいですか。

○委員（高原邦子）

公布の日は、これが通ったときだと思うんですが、遡及して施行日は令和5年4月1日からということですね。そうしますと令和4年度にいろんな法律とか省令とかそういうのが言われてきて、それでいろいろ部内で話し合いを持たれて、それで今定例会にこういった改正とかを出されてきたと思うんですけど、いつ頃こういったものは国から降りてくるのでしょうか。それで話し合いはどのくらい持たれて6月議会に改正というか条例について出されてきているのか教えていただきたいと思っております。

□子育て応援課長（今村安志）

国からは12月16日付できております。3月議会にはちょっと間に合わなかったということでご了承いただければと思います。

○委員（高原邦子）

それで「民法」と言っているんですけど、民法はどういうところが変わったんですか。

□子育て応援課長（今村安志）

児童虐待に伴うところでございまして、資料の8ページ、「懲戒権に関する規定」というところがございます。こちらについては懲戒権があるということで、全文については「懲戒権があることによって濫用を防ぐ」という文言になっております。乱用を防ぐということで、乱用がなければ、懲罰であったりそういったことをやってもいいのかというようなことで、そちらのほうは民法のほうで変わっておりましたのであわせてなっております。

●委員長（前川文博）

ほかによろしいですか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

討論なしと認め討論を終結し、これより採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって議案第65号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第66号 飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

●委員長（前川文博）

次に、議案第66号、飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

続きまして、議案第66号についてご説明申し上げます。要旨の5ページを御覧ください。

提案理由につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴う改正でございます。

根拠等につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に準じて当該条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございます。まず1点目でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止についての規定の削除をするものでございます。こちらは民法等の一部を改正する法律案の中で、民法の新たな規定ぶりに合わせる改正を行ったものということでございます。2点目でございますが、法定代理受領の場合の読替え規定に、ただし書を追加することによって、特定子ども・子育て支援提供者が、施設等利用費を法定代理受領する場合に義務付けられている、保護者及び市町村に対する「特定子ども・子育て支援提供証明書」の交付を認定こども園、幼稚園等については不要とするというものでございます。こちらのほうは、地方からの提案等に関する対応方針を踏まえて負担軽減のための見直しが見直しがされたものでございます。

市民への影響につきましては、市内には該当事業所ございませんので特にございません。

施行日につきましては公布の日、適用日は令和5年4月1日でございます。以上簡単ですが説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（前川文博）

ここで説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時53分 再開 午前10時54分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第67号 飛騨市指定金融機関の指定の変更について

●委員長（前川文博）

議案第67号、飛騨市指定金融機関の指定の変更についてを議題といたします。説明を求めます。

□会計管理者（渡邊康智）

それでは、議案第67号について説明をいたします。地方自治法施行令第168条第2項の規定により、飛騨市の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせるため指定する金融機関を、市内に店舗を有する4つの金融機関のうち、4つの金融機関の輪番制により変更するものです。

指定金融機関の名称及び所在地は、現在の飛騨信用組合から、変更後は株式会社十六銀行、岐阜市神田町八丁目26番地となります。

また、指定の期間につきましては、令和5年10月1日から令和7年9月30日の2年間で予定しております。以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（澤史朗）

指定金融機関に払う手数料が今まではなかったわけですが、今回、予算化されて指定金融機関として手数料をどういうふうに使われるかは別としてありますけれども、その額というのは、今後一律で持っていく予定なのでしょうか。どの金融機関であっても同じ額でお願いをするということになりますでしょうか。

□会計管理者（渡邊康智）

今年度、予算化させていただいた金額につきましては、いわゆる市役所の本庁にある派出所の

派出にかかる手数料でございます。これにつきましては、経緯から申しますと一昨年8月に県下でイの一番に十六銀行が飛騨市というだけではなくて、県下の自治体に向けて金融機関が現在非常に経営的に苦しいといったところで、今までは公の振込手数料でありますとか、指定金融機関あるいは収納代理機関に係る費用に関しては全て金融機関持ちだったものを、総務省のほうの通知もございまして、これからは双方を負担し合いながら適切に進めていくようにというところで、十六銀行が10万円、税別、月当たり負担してもらいたいという申し入れをされまして、現在、飛騨市が収納代理機関等をお願いしている3つの金融機関からも同じような趣旨の申し出が出ております。その中で十六銀行の提示された金額が一番安価であるといったところで、市の金融協会という任意の団体がございすけども、そちらのほうと市が協議していく中で、とりあえず少なくともこれから十六銀行を最初にした一巡ですね、その間は同一の金額でお願いをしていけるというような、まだ覚書のような書面は現時点では取り交わしておりませんが、共通の理解が図られたといった現状でございます。

●委員長（前川文博）

ほかにもございますか。

○委員（高原邦子）

そうしますと、十六銀行は昔は神岡町にもあったんですが、今は古川町と。今の飛騨信用組合は神岡町にもあって、振り込んだときに手数料があまりかからなかったものが、これからかかってくるということですか。市民もいろんなことで振り込めば、例えば市のそういったところにお金を振り込む場合は、かかってなかったものがかかってくるというふうに認識してよろしいですか。

□会計管理者（渡邊康智）

ただいまの質問に関しましては、先ほど令和5年度に予算化している派出所の手数料とは全くちょっと別の話で、来年の4月からQRコードを用いた納付を除いた窓口での払い込み、税金とか料金等の市民の方が窓口で払い込まれるものについては1件66円の手数料がかかるようになるというふうに決まっています。これについては、市民の方の負担ではなくて行政が負担するということになります。

また、これはその後の話ですけども、令和6年の10月以降に関しては、市は指定金融機関を通じて様々な払い込みの手続きをするんですけど、今度は指定金融機関からそれぞれのお客様の金融機関のほうに振り込み等の手続きが行われるようになりますが、そういったものについてもこれまでは公だからということで手数料がかかっていなかったんですけども、来年の10月以降はそれについても、全国の金融協会の決め事で1件62円がかかるようになるということで、それは各金融機関に対して62円ということなので、当然、頭になる指定金融機関のほうはそれ以外の手数料等も発生するわけなので、そこに関する費用については今後また協議を行っていくということで、現時点では決まっておりませんが、そういったことで冒頭申しましたように今までは公ということで、全く無償で取り扱いをしていたものに関して費用が発生するようになってくるというところでございます。

●委員長（前川文博）

ほかにもございますか。

(「なし」との声あり)

●委員長 (前川文博)

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

●委員長 (前川文博)

討論なしと認め討論を終結し、これより採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものとして、報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (前川文博)

ご異議なしと認めます。よって議案第67号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長 (前川文博)

ここで説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

(休憩 午前11時02分 再開 午前11時05分)

◆再開

●委員長 (前川文博)

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第68号 飛騨市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

●委員長 (前川文博)

議案第68号、飛騨市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□教育委員会事務局長 (野村賢一)

それでは、議案第68号、飛騨市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。7ページの要旨を御覧ください。

先ほどの議案第65号とよく似ておりますけども、提案理由及び改正の根拠は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令に準じて、当該条例の一部を改正する必要があるため提案するものです。

概要ですが、当該条例に、1つ目、安全計画の策定等。2つ目、自動車を運行する場合の所在の確認。これは昨年9月の静岡県で発生したバス置き去り事故が、影響していると思われます。3つ目、業務継続計画の策定等。次に8ページへ行きまして、4つ目、職員に対する感染症及び食中毒の予防、蔓延防止のための訓練の実施。これらの条項を追加するものであります。

市民への影響はございません。

施行日は公布の日で、適用日は令和5年4月1日です。なお、附則によりまして安全計画の策定等に関しては、令和5年度中は努力義務とされます。簡単ですが、以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（住田清美）

放課後児童クラブは市内に5施設あるということが書いてあるのですが、今の安全計画等々につきましては、それぞれの児童クラブで作るのか。例えば教育委員会が1つ作ったものを5つのところに該当させるのか、その辺はいかがですか。

□教育委員会事務局次長兼学校教育課長（上口淳）

5つの放課後児童クラブ、全てに該当するよう市として1つまとめていきます。

○委員（住田清美）

それぞれ放課後児童クラブも、場所もいろいろですし利用児童もいろいろありますけれど、基本的なところは一緒という考えで、教育委員会が作ったものを皆さんのところで同じレベルの中で進めていくということなんですね。

□教育委員会事務局次長兼学校教育課長（上口淳）

来年度の外部委託ということで、先日、美濃加茂市のほうの視察をしていただいたと思うのですが、今後、委託業者とも連携を図りながら、その辺りも含めて検討していく予定でございます。

●委員長（前川文博）

ほかにごありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

それではないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって議案第68号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（前川文博）

ここで説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前11時09分 再開 午前11時10分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆案第69号 飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について

●委員長（前川文博）

議案第69号、飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□消防長（堀田丈二郎）

議案第69号、飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。改正の内容は要旨にて説明させていただきます。10ページを御覧ください。

提案理由は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の改正に伴う改正です。

改正の内容は大きく2点ございまして、1つ目は、電気自動車等を対象とした急速充電設備について、高出力化のニーズからコネクタを用いて充電する設備について、出力の上限を撤廃することや、変圧機能を有する設備本体とケーブル等が一体型の急速充電設備に加え、設備本体とケーブル等を収納する充電ポストで構成される分離型の設置事例が見られるようになったことから、所要の改正を行うものです。もう1つは、平成30年健康増進法改正による受動喫煙防止のための喫煙専用室の標識と火災予防条例における喫煙所標識が相違があったことから、健康増進法に基づく標識へ統一するものです。

市民への影響はございません。

施行日は、令和5年10月1日です。よろしく申し上げます。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（澤史朗）

この喫煙等の関係の表示方法ですけれども、今混在しているということで統一した形に、設置する際の判断基準が明確となったということで、これは現在の表示を変更していくということかと思うんですけれども、判断基準に合わない表示の場合というのは、それは消防署のほうで定期的に見回りとかチェックはするのでしょうか。

□消防本部予防課長（竹原勝浩）

特定対象物は年に1回立入検査を実施しています。その他の施設については3年に1回立入検査を実施しておりますが、特段、今現在設置されている看板については指導は行いませんが、令和5年10月1日から施行されますので、その時点で気づいた点は指摘をするつもりでいます。

○委員（高原邦子）

よく分からなかったんですけど、「禁煙」とか「火気厳禁」の表示を国際標準とか日本産業規格でしなければならないとしたのは、ここは火気厳禁ですよと分かればいいのに、こういったものをクリアしなければならないというのは、こういった点が不都合でこのように規制をかけてい

るのですか。初めのほうの根本的なものが分からないので、教えていただけたらと思います。

□消防長（堀田丈二郎）

火災予防条例における喫煙所の標識は従来からございました。平成30年に健康増進法が改正によりまして、喫煙専用室の標識が新たに設けられました。そちらのほうが国際的に統一された標識ということで、消防法における喫煙所標識もそちらに合わせるというのが今回の改正になります。

○委員（高原邦子）

いろんな事業所とか公の場所でも吸えますよという喫煙所とかあるんですけど、これは違反すると罰則とか何かかけられるのですか。

□消防本部予防課長（竹原勝浩）

新しい法律になってからは遡及は求めません。罰則の件につきましては、昔という言葉は駄目かと思いますが、昔はありませんでした。それが新しい法律になって罰則がのってくるようになります。詳細な額は忘れてしまいましたが、罰則の規定が今回乗っかりました。以上です。

○委員（高原邦子）

罰則とかって、例えばちゃんとしていなくて、本当は「火気厳禁」とか「喫煙所」とか、そういった分かりやすくすることをしていないというのに罰則があるなら分かるんですけど、その表示が旧来のものを掲げているだけで、この施行日、令和5年10月1日以降注意されたら罰則に当たるなんて、本当にこれは考えられないものだと思うのですが。どういう理由でこういうものが通ってきたのでしょうか。過程というのとは分かりませんか。

□消防本部予防課長（竹原勝浩）

設置しなければならない施設といたしますのが、第1種施設と第2種施設というものがあって、病院とか福祉施設、学校等が第1種施設という括りになっております。第2種施設というところがそのほかの施設、飲食店、事業所となっております。第1種施設につきましては、原則敷地内、屋内での喫煙は禁止。第2種施設につきましては原則建物内、屋内での喫煙は禁止となっております。

この改正にあたりましては、いろいろ調べた私の見解にはなるとちょっと失礼なんですけど、喫煙場所にあたりまして、「喫煙所」、「喫煙箇所」、「喫煙室」みたいな、いろんな書き方があると思うんです。それが決まっていなかったところがありましたので、今回その国際基準ISO、JIS等々の国際基準に従った看板を設置するようなものの法改正ということで認識しておる次第であります。以上です。

○委員（高原邦子）

喫煙室ではないとまずいのですか。喫煙所というのが外であって、ここは喫煙所ですよというのは認められてこないということですか。私は、どこが火気厳禁とか、第1種施設の学校、病院とかそういうところではなくても、火は使ってはいけないというところはあると思うんですよ。そういったものに、個人の事業主さんやいろんな会社が立てているものが、国際基準と合わないとか何とかで注意を受けた後、それを直さないと罰則を受けるなんていうのは、これは本当に言語道断な判断だと思うんですよ。そういうことが許されていいのかなど。どれだけ新しい国際基準なり日本産業規格が決めたデザインが絶対でというその基準もはっきり分からなくて

言われるのはちょっと抵抗があるんですけど。でも一応そういう基準になったということになっていくので、では、これをどのようにいろんな事業所とかそういったところに納得してもらえようようにしていくのか。どれくらいの猶予を与えて看板の書き換えとかをしてもらおうというふうな、その辺の考えはどのようになっていってらっしゃるのでしょうか。

□消防長（堀田丈二郎）

基本的に今回の条例改正は遡及されないので、従来の喫煙所標識も有効です。ただ、今後新しく作るものに関しては健康増進法による標識が必要ということです。

○委員（高原邦子）

そうすると、これから先に作るやつはそれで作らないといけませんよと。でも、遡及しないんだからこちらは旧来どおりのやつをしている事業所なり、いろんなそういうところがあっても認めると。これってダブルスタンダードではないですか。そういうものなのかな。そういうふう理解していけばということですね。分かりました。

●委員長（前川文博）

ちょっと混乱してきていますので、今までの部分とこれからの部分を分かりやすく説明をしていただけるといいのかなと思うのですが。罰則にしてもいつからの部分がかかるのかとか、遡及はしないという部分で話が紛らわしいようなところがあると思いますので、そこをもう1回分かりやすく話していただければと思います。

□消防長（堀田丈二郎）

先ほど説明しましたとおり、本条例改正は遡及されないものですので、従来の看板も標識も有効であります。今後10月1日以降の設置については国際健康増進法に基づくもの、こちらは英語表記なんかもございまして、外国人でも分かるといったものとなっております。以上です。

●委員長（前川文博）

罰則については10月1日以降のものについて罰則が適用されるということなんですか。それは前の部分にかかるのか、その辺がどうもさっきからちょっとあやふやかなというところがあるんですが。

□消防長（堀田丈二郎）

遡及はされませんので、罰則はかかりません。

●委員長（前川文博）

ほかによろしいですか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

それでは質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって議案第69号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

●委員長（前川文博）

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

ここでお諮りいたします。ただいま議決しました9案件に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

異議なしと認めます。よって、委員会報告書の作成については委員長に一任することに決しました。

以上で付託案件の審査を終了いたします。

◆休憩

●委員長（前川文博）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前11時24分 再開 午前11時26分 ）

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会委員長 前川 文博